

建築基準適合判定資格者・構造計算適合判定資格者の登録等

1. 概要

(1) 建築基準適合判定資格者

建築基準適合判定資格者は、建築基準適合判定資格者検定に合格し、国土交通大臣の登録を受けた者です。(建築基準法第77条の58)

次のいずれかに当てはまる場合に、建築確認等を行うことができます。

- ・ “建築主事”として、所属する市町村の長又は都道府県知事から命ぜられる。(建築基準法第4条第6項)
- ・ “確認検査員”として指定確認検査機関から選任される。(建築基準法第77条の24第2項)

(2) 構造計算適合判定資格者

建築基準適合判定資格者は、①構造計算適合判定資格者検定に合格した者又は②これと同等以上の知識及び経験を有する者として国土交通省令で定める者で、国土交通大臣の登録を受けた者です。(建築基準法第77条の66)

“構造計算適合性判定員”として指定構造計算適合判定機関から選任されることで、構造計算適合性判定を行うことができます。(建築基準法第77条の35の9)

2. 登録・再交付・住所等の変更届のご案内

中国地方整備局建政部では、住所又は勤務先が中国地方（鳥取、島根、岡山、広島、山口の5県）にある方について、建築基準適合判定資格者と構造計算適合判定資格者の登録（新規・再交付・住所等の変更）の事務を行っています。

建築基準適合判定資格者と構造計算適合判定資格者の登録の窓口（登録申請書の提出・登録証の受け取り等）は、下表の中国地方各県の建築指導担当課となっています。ご相談先は、下表をご参考にして下さい。

【登録の窓口】

	担当課 (建築指導担当課)	ホームページ (建築基準適合判定資格者)	ホームページ (構造計算適合判定資格者)
鳥取県	住まいまちづくり課 ☎0857-26-7391	-	http://www.pref.tottori.lg.jp/247640.htm
島根県	建築住宅課 ☎0852-22-5219	http://www.pref.shimane.lg.jp/kenchikujuutaku/kijyunhou/kennchikutouroku.html	http://www.pref.shimane.lg.jp/kenchikujuutaku/kijyunhou/tekihantouroku.html
岡山県	建築指導課 ☎086-226-7499	-	-
広島県	建築課 ☎082-513-4184	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/107/tekihantouroku.html	-
山口県	建築指導課 ☎083-933-3835	http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18800/shidou/tekihantouhantai.html	http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18800/shidou/tekihantouroku.html

※アドレス（緑色の文字）をクリックして頂きますと、各県のホームページに移動します。  **クリック!**

3. 検定のご案内

建築基準適合判定資格者検定は毎年、構造計算適合判定資格者検定は3年に1回行われます。

(建築基準法施行令第5条、8条の5)

中国地方においては毎年広島市で開催されています。

検定の時期や場所等は、官報や国土交通省のホームページ等でご案内しています。

<http://www.mlit.go.jp/iutakukentiku/build/index.html>